

令和6年度宮城県産ホヤ・カキ等海外販路開拓事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度宮城県産ホヤ・カキ等海外販路開拓事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日（月）まで

3 業務の目的

- ・本県の水産物は、東日本大震災後の輸入規制により販路が減少したが、「宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略」において輸出基幹品目の一つに位置付け、輸出拡大に取り組んでいる。
- ・その中でも、国内でも有数の生産量を誇るホヤ及びカキは、海外ニーズを踏まえた需要創出や生産体制の検討を進めるとともに、アジア圏での積極的なプロモーションを通じて、新たな商流・販路が生まれ着実に成果をあげてきた。
- ・今年度は、ホヤ・カキを中心とした県産水産物の特徴と昨年度までの成果を活かし、アジア圏における更なる輸出拡大を目指すとともに、アジア圏以外の国・地域における新たな商流・販路の構築を目的として、本業務を実施する。

4 成果指標

受注者は、下記の具体的な成果指標の達成に向けた業務の展開を図ること。

成果指標	数値目標
県産ホヤ商品の輸出総額	15,000 千円以上
県産カキ商品の輸出総額	30,000 千円以上
その他県産品輸出総額	6,000 千円以上

5 業務委託の内容

受託者の持つ販路等を最大限に活用し、成果目標の達成に向けて実現可能性の高い提案を行うこと。

(1) 商談会・バイヤー招へい等の実施

宮城県産水産物の輸出が継続して行われているアジア圏のバイヤーとの更なる関係強化を図り、安定的な商流構築に繋げるため、ホヤ・カキの輸出量の拡大を目的としたアジア圏における商談会もしくはバイヤー招へい等を実施すること。

さらに、アジア圏以外の国・地域における新たな商流・販路の構築を目的として、商談会もしくはバイヤー招へい等を実施すること。

イ 実施方法・時期・回数は提案によるものとする。なお、商談会はオンライン形式も可能とする。

ロ 販路拡大を行う国・地域を3か所以上選定し実施すること。

(2) 現地小売店・飲食店におけるフェアの実施

ホヤ・カキを中心とした県産水産物の理解促進と成約実績に繋げるため、アジア圏及び北米の小売店及び飲食店と連携したフェアを実施すること。

イ 一定期間（2週間以上）販売PRを実施すること。なお、実施方法・時期は提案によるものとする。

ロ 3か国・地域以上の小売店又は飲食店各1店舗以上（計3店舗以上）において、フェアを実施すること。

ハ 宮城県が令和5年12月に「宮城県産品の海外への販路開拓等に関する包括連携協

- 定」を締結した株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスが運営する海外小売店1店舗以上でのフェアの開催を検討すること。
- 二 現地消費者のニーズを踏まえた調理方法の提案、紹介を行うこと。
- ホ 現地小売店及び飲食店からの評価及び購買データ等の収集、分析を行うこと。

(3) インフルエンサー・メディアによるプロモーションの実施

(2)のフェアでの販売促進やホヤ・カキを中心とした県産水産物の認知度向上のため、InstagramやYouTubeなどのSNSを活用し、アジア圏及び北米におけるインフルエンサーやメディアによるプロモーションを実施すること。

- イ 実施方法・時期・回数は提案によるものとする。なお、ホヤについては、栄養成分の特徴を健康志向のニーズに訴えかけるような内容を含むものであること。
- ロ 実施効果について、配信数や視聴数、視聴者属性等などのデータを収集、分析し報告すること。

(4) 輸出拡大に向けた体制・環境整備の実施

海外ニーズに対応した品質の改善や、輸出拡大に向けた新しい技術の導入推進など、県産ホヤ・カキの輸出生産体制の強化や、新たに輸出に取り組む事業者の増加に向け、セミナーや勉強会等の開催を通して、県内事業者に対する必要なフォローアップを行うこと。

また、輸出先国・地域のコールドチェーンの状況に応じて、県内産地から海外現地まで品質を保持した状態で安定的に輸出を行える最適物流について検討すること。

あわせて、「物流2024年問題」や「カーボンニュートラル」への対応も考慮し、仙台港又は仙台空港を活用した輸出の促進を図ること。

(5) 広島県と連携したプロモーションの実施

令和4年度から広島県と協力して、輸出先国で県産品のプロモーションを行っていることから、本事業においても、輸出先国・地域で宮城県産及び広島県産のカキを中心に両県産水産物のプロモーションを行い、確実な販路開拓につなげること。

(6) 企画設計・調整

- イ 本業務全体の計画書及びスケジュールを作成すること。
- ロ 本業務全体を適切に進行管理するための運営体制を整備し、明示すること。
- ハ 事前準備から商談会実施までのスケジュール調整、輸出事業者等との連絡調整、会場設営（会場の確保、装飾や案内板の設置・撤収等）進行管理まで、本事業全ての運営業務を行うこと。
- ニ 本事業に関する輸出事業者等からの問合せや要望に対応すること。
- ホ 全体の企画運営に際し、発注者と十分な連携をしながら実施すること。

(7) その他事業に関わること

- イ 委託者への中間報告
委託者に対して、事業の進捗や調整状況について、中間報告を2回程度実施すること。
- ロ 再委託について
委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、効率的・効果的に業務を実施するために必要がある場合は、県と協議の上、業務の一部を再委託することができる。
- ハ 仕様の変更について
受託者は、やむを得ない事情が発生した場合や事業目的を達成するために、より効率的・効果的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について県と協議することがで

- きる。
- ニ その他、委託業務に関連し必要と認められる事務を行うこと。

6 成果物

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに以下のものを提出すること。

なお、資料は電子データで提出すること。

(1) 実績報告書

本事業で実施した内容及び結果をまとめるとともに、実施結果から事業効果を分析すること。

(2) 開催記録等

実施した事業に関する記録（プロモーション内容（会場詳細や参加者情報、開催状況写真、配信データ情報や収集データ等）を整理してまとめること。